ジェリア	880,000	850,000	811,400	788,100	753,200	695,100	637,000
578,800	532,300	509,100	485,800	462,600	ナイジェリア		860,000
840,000	796,500	773,800	739,900	683,200	626,600	569,900	524,600	501,900
479,300	456,600	に、「南スーダン			1,180,000	1,150,000	1,084,000	1,049,800
998,600	913,200	827,800	742,400	674,100	620,000	600,000	565,700	547,100
519,300	473,000	426,700	380,400	343,300	639,900	605,800	571,600	」を「南ス
ーダン		1,050,000	1,020,000	969,900	324,800	306,200	287,700	モー
リシャス		610,000	590,000	558,200	940,300	895,900	821,900	747,900
673,900	614,700	585,100	555,500	526,000	540,100	512,900	467,600	422,300
377,000	340,800	322,700	304,600	286,500	に改める。			
別表第一のうち三　政府代表部の表アフリカの項中「（アフリカ連合）								720,000
700,000	671,600	652,600	624,100	576,700	529,300	481,900	443,900	424,900
406,000	387,000	」を「（アフリカ連合）			690,000	670,000	644,800	627,300
601,000	557,300	513,600	469,800	434,800	417,300	399,800	382,400	」に改める。

附　則

この政令は、令和三年十一月一日から施行する。

外務大臣　茂木　敏充
内閣総理大臣　岸田　文雄

医道審議会令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年十月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百九十四号

医道審議会令の一部を改正する政令

内閣は、厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第十条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

医道審議会令（平成十二年政令第二百八十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表医師分科会の項中「及び第十六条の十一第二項」を「、第十六条の十一第二項及び第十七条の二第二項」に改め、同表歯科医師分科会の項中「及び第十六条の二第三項」を「、第十六条の二第三項及び第十七条の二第二項」に改める。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第五条第一項の表医師分科会の項の改正規定は、令和五年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　後藤　茂之
内閣総理大臣　岸田　文雄

特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年十月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百九十五号

特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和三年法律第三十一号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行期日は、令和三年十一月一日とする。

総務大臣　金子　恭之
厚生労働大臣　後藤　茂之
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
環境大臣　山口　壮
内閣総理大臣　岸田　文雄

特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年十月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百九十六号

特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和三年法律第三十一号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（特定都市河川浸水被害対策法施行令の一部改正）

第一条　特定都市河川浸水被害対策法施行令（平成十六年政令第百六十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「法第六条第二項」を「法第八条第二項」に改める。

第三条中「第六条第三項」を「第八条第三項」に改める。

第四条中「法第八条」を「法第十条」に改め、同条第二号ロ中「法第四条第一項に規定する」を削る。

第十六条を削る。

第十五条中「第二十五条第一項第四号」を「第四十六条第一項第四号」に改め、同条を第十六条とする。

第十四条の見出しを「（届出が必要でない保全調整池に係る行為）」に改め、同条中「第二十五条第一項ただし書」を「第四十六条第一項ただし書」に改め、同条を第十五条とする。